

2025年1月9日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会
一般社団法人 セメント協会
一般社団法人 日本化学工業協会
一般社団法人 日本自動車工業会
日本製紙連合会
東日本旅客鉄道株式会社

排出量取引制度に関する要望書

国は、グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向け、「成長志向型カーボンプライシング構想」のもと、排出量取引制度の具体化に向けた検討を進めている。2024年1月には、岸田前首相の施政方針演説において、2026年度からの義務化を視野に排出量取引制度の法定化を進めるとの方針が示された。これを受け、2024年9月、内閣官房に「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ（以下、WG）」が設置され、制度設計に係る検討が行われてきた。

2024年12月19日に開催された第5回WGでは、二酸化炭素の直接排出量が10万トン以上の事業者に対して排出量取引制度への参加を義務付ける論点整理案が示され、概ね了承された。内閣官房によれば、2026年度以降、300～400社程度が制度の対象となる見込みである。

貴自治体におかれては、現在、自治体独自の排出量取引制度が実施されており、今後、法律に基づく全国規模の排出量取引制度の対象となる事業者の一部については、国と自治体それぞれにおける排出量取引制度で規制されることになる。

排出量取引制度への参加にあたり、事業者には、義務履行に係る排出枠・クレジットの調達費用に加え、排出実績の第三者検証等に係る事務負担も発生する。国と自治体が各々実施する制度に同時に対応することは大きな負担となる。国においては、排出削減と産業競争力強化・経済成長を両立させる観点から、国外へのカーボン・リーケージの防止をはじめ、事業活動への影響を踏まえた制度設計が進められているが、国・自治体の制度への対応で二重負担が発生すれば、そうした政策的配慮の効果が減殺されかねない。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体の条例等において、今後法律で定められる範囲を超えて、二酸化炭素の排出に係る負担を事業者に課すことのないよう、下記の通り要望する。

記

- 法律と条例等の両制度において、同一の排出源に対し、排出枠・クレジットの調達や排出量の第三者検証等に係る費用および事務負担が二重に課されるなど、事業者にとって過度な負担が生じることのないよう、法律に基づく排出量取引制度の対象となる事業者については、条例における制度の適用除外とするなどの必要な措置を講じること。

以上